

佐賀県農地・水多面的機能推進協議会事務処理規程

制定 平成27年5月21日

一部改正 平成28年5月19日

(目的)

第1条 この規程は、佐賀県農地・水多面的機能推進協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織 責任者)

- | | |
|------------------------|------|
| 一 事業計画の認定支援に係る事務 | 事務局長 |
| 二 広域協定の指導・審査に係る事務 | 事務局長 |
| 三 対象組織の活動実施状況確認に係る事務 | 事務局長 |
| 四 推進・指導に係る事務 | 事務局長 |
| 五 交付・申請事務支援に係る事務 | 事務局長 |
| 六 その他多面的機能支払推進交付金に係る事務 | 事務局長 |

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る佐賀県農地・水多面的機能推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る佐賀県農地・水多面的機能推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号)、日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号)、佐賀県農地・水多面的機能推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月19日から施行する。